

名義後援取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援に関する事業（以後、「事業」という。）を西宮市（こども支援局所管）が後援する基準及び手続きに関して必要な事項を定める。

(申請)

第2条 事業を行う団体は、西宮市の後援を受けようとするときは、「後援申請書」（様式第1号）により、原則として事業の実施30日前までに申請しなければならない。

(後援の基準)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第1号アからエのいずれかに該当し、かつ、第2号アからキのすべてに該当する場合に限り、後援することができる。ただし、市長が市民生活の向上に貢献すると特に認めるものはこの限りでない。

(1) 事業の主催者

- ア 国または地方公共団体
- イ 公益法人またはこれに準ずる団体
- ウ 社会福祉関係団体、地域団体
- エ 定款または会の会則や規約、事務局、役員組織及び経理機構等が整備されている団体

(2) 事業の内容

- ア 内容が市の子育て支援施策の推進に寄与すると認められるものであること
- イ 一般市民（市民がその事業に参加または見学できるもの）を対象としていること
- ウ 主催者の存在または組織等が明確であり十分な事業遂行能力があること
- エ 営利を目的としていないこと（入場料または参加料等の徴収金がある場合には、当該徴収金の総額がその事業に要する経費の範囲内であること）
- オ 公序良俗に反せず、その他社会的な非難を受ける恐れがないこと
- カ 政治・宗教活動に利用される恐れがないこと
- キ 主催者の代表者及び役員並びに事業に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年7月1日施行）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと

2 前項の規定に関わらず、当該事業の内容が、市の後援に特に不相当と認められる場合は、後援しないものとする。

(承認)

第4条 市長は、前条の規定により、名義後援を承認したときは、申請を行った団体に対して、「後援決定通知書」（様式第2号）により通知する。

(名義使用上の条件)

第5条 市は名義後援の承認に際して、次に掲げる条件を付するものとする。また、市が特に必要と認めた条件を別途付することができる。

- (1) 対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
 - (2) 申請内容に変更のあった場合は直ちに届出ること。
 - (3) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。
- また、その際、市は一切の責任を負わない。

(事業報告)

第6条 後援の承認を受けた団体は、事業終了後、30日以内に「後援事業の実施報告書」(様式第3号)により、市長に実施事業の報告をしなければならない。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により事業実施報告があった場合、当該報告書をもって代えることができる。

(承認の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による承認を取消すとともに、以後の事業に対する後援については、原則として行わないものとする。

- (1) 第2条の規定による申請内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項、名義使用上の条件に反する場合
- (3) 前条の規定による「後援事業の実施報告書」を期日内に提出しなかった場合
- (4) その他市長が不適切と判断した場合

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号及び様式第3号の添付書類の改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。